米子市狭あい道路拡幅整備要領

(趣旨)

第1条 この要領は、米子市狭あい道路拡幅整備要綱(平成24年4月1日施行。以下「要綱」 という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

- 第2条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。
 - (拡幅整備の種別等)
- 第3条 要綱に定めるところにより行う狭あい道路の整備(次項において「拡幅整備」という。)の種別は、舗装及び側溝の整備とする。
- 2 拡幅整備は、次の各号に定めるところにより行うものとする。
 - (1) 舗装の構成は、市長が定めるところによる。
 - (2) 側溝の整備は、路線を単位として施工することができる場合に限り行う。

(崖地等)

第4条 要綱第2条第1号ただし書に規定する崖地等とは、高さ2メートル以上の崖地、幅1 メートル以上の水路敷及び線路敷地その他これらに類するものとする。

(隅切り用地の形状)

- 第5条 要綱第2条第4号に規定する隅切り用地の形状は、次の各号に掲げる隅切り用地の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとし、これにより難い場合には、当該隅切り用地の所有者と別途協議して定めるものとする。
 - (1) 要綱第2条第4号に規定する角地の隅角(以下この条において「交差角」という。)が 60度以下の角地 当該交差角を頂点とし、底辺の長さが4メートルの二等辺三角形
 - (2) 交差角が60度を超え120度未満の角地 当該交差角を頂点とし、底辺の長さが3メートルの二等辺三角形
 - (3) 交差角が120度以上の角地 当該交差角を頂点とし、底辺の長さが2メートルの二等 辺三角形

(拡幅整備協議の申出)

第6条 要綱第3条第1項の協議(以下「拡幅整備協議」という。)の申出は、拡幅整備協議 申出書(別記様式第1号)により行うものとする。

(拡幅整備協議の内容)

- 第7条 拡幅整備協議は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 整備対象用地の区域及び形態に関すること。
 - (2) 整備対象用地の権原に関すること。
 - (3) 整備対象用地の工事に関すること。
 - (4) 整備対象用地の維持管理に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(拡幅整備協議不調通知の様式)

第8条 要綱第3条第2項の書面の様式は、別記様式第2号に定めるとおりとする。

(拡幅整備の承認の申請)

第9条 要綱第4条第2項の市長が定める書類は、拡幅整備承認申請書(別記様式第3号)と

する。

- 2 要綱第4条第1項の承認を求めようとする者のうち、その所有する整備対象用地を市に寄附しようとするものは、前項の申請書に次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 寄附申込書 (別記様式第4号)
 - (2) 登記原因証明情報兼登記承諾書 (別記様式第5号)
 - (3) 印鑑登録証明書

(暫定的な整備対象用地の決定)

第10条 市長は、前条第1項の申請書が提出された場合において、整備対象用地の確定に日時を要すると認めるときは、当該整備対象用地が確定するまでの間、当該整備対象用地の所有者との協議により、暫定的に整備対象用地を定めることができる。

(拡幅整備の承認の通知)

第11条 要綱第4条第3項の規定による通知は、拡幅整備承認通知書(別記様式第6号)により行うものとする。

(道路中心鋲の設置)

第12条 市長は、狭あい道路の中心線が確定したときは、当該中心線に道路中心鋲を設置するものとする。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

				年	月	日		
米子市長	様							
	所有者	住所 氏名 電話	()	(印)		
	拡幅整	備協議申出記	書					
米子市狭あい道路拡幅整備要綱(平成24年4月1日施行)第3条第1項の規定により、狭あい道路の拡幅による整備について、次のとおり協議します。								
土 地 の 所 在 地	米子市							
土 地 の 所 有 者	住 所							
工地の別有有	氏 名							
抵当権、賃貸借権その 他の権利の設定の有無	1 有 2 無	権利の種類	()			
土 地 の 提 供 方 法 (予定)	売払い ・ 寄附 (いずれかに○を付けてください。)							
備考	ことがで	が氏名を自署 きます。たた してください	ごし、所有			, -		

(2)(
		第 号 年 月 日						
	様							
	米子市長	印						
	拡幅整備協議不調通知書							
年 月 日付け拡幅整備協議申出書による狭あい道路の拡幅による整備に係る協議につきましては、下記の理由により不調となりましたので、米子市狭あい道路拡幅整備要綱(平成24年4月1日施行)第3条第2項の規定により通知します。								
土 地 の 所 在 地	米子市							
土 地 の 所 有 者	住 所							
工地沙川相相	氏 名							
不調となった理由								
備考								

(表面)

年 月 日 米子市長 様 所有者 住所 氏名 (印) 電話 ()

拡幅整備承認申請書

米子市狭あい道路拡幅整備要綱(平成24年4月1日施行)第4条第1項の 規定により、狭あい道路の拡幅による整備について承認を求めます。

なお、次に掲げる事項を遵守することを誓約します。

- 1 下記の土地に新たな工作物等を設置しないこと。
- 2 下記の土地に抵当権、賃貸借権その他の権利が存する場合は、米子市に対し当該土地を提供するまでに、当該権利を消滅させること。

土地	也の	所 在	地	米三	子市	
土地の所有者	· *	住	所			
	7)1 1月	相	氏	名		
土地の提供方法					売払い ・ 寄附	
(予定)					(いずれかに○を付けてください。)	
現	況	幅	員			m
延			長			m
敷	地	面	積			m²

- 注 1 太枠の中を記入してください。
 - 2 「土地の提供方法」の欄の「寄附」に○を付けられた場合は、次に 掲げる書類を添付してください。
 - (1) 寄附申込書
 - (2) 登記原因証明情報兼登記承諾書
 - (3) 印鑑登録証明書
 - 3 所有者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。ただし、所有者が法人の場合は、記名押印してください。

(裏面)

前面道路の	1 米子市道 2 2項道路 3 その他()
種 別	
	道路後退用地 1 有 2 無
	隅切り用地 1 有 2 無
	管 理 方 法 米子市管理
拡幅整備用地	特記事項
7,14	路 面 1 アスファルト舗装 2 その他()
	移 設 物 1 雨水ます 2 汚水ます 3 水道メーター 4 電柱等 5 その他()
	登 記 等 分筆登記

				年	月	日
米子市長	様					
	所有者	住所 氏名 電話	()	,	(印)
	寄附	申 込 書				
下記の土地を寄附っ	することを申しi	込みます。				
1 土地の表示						
所	在	地目	地	積 (㎡)	ſ	
2 条件 道路用地として						
3 その他 ※ 所有者が氏名をし、所有者が法人				ことがて	きます	ただ

登記原因証明情報兼登記承諾書

- 1 当事者及び不動産
 - (1) 当事者 権利者(甲) 米子市 義務者(乙)
 - (2) 不動産の表示

所在	地番	地目	地積 (m²)	備考

- 2 登記の原因となる事実又は法律行為
 - (1) 乙は、甲に対し、 年 月 日、本件不動産を寄附しました。
 - (2) よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転しました。
- 3 登記原因の証明及び登記の承諾 上記の登記原因のとおり相違ありません。

上記のとおり、米子市が所有権移転登記を嘱託することを承諾します。

年 月 日

御中

義務者(乙) 住 所

氏 名

(EJ)

 第
 号

 年
 月

 日

様

米子市長

印

拡幅整備承認通知書

年 月 日付け申請のありました狭あい道路の拡幅による整備につきましては、下記のとおり承認しましたので、米子市狭あい道路拡幅整備要綱(平成24年4月1日施行)第4条第3項の規定により通知します。

土	地	0	所	在	地	米子	·市										
+	地の	T	示	有	者	住	所										
土		V)	の所	泪	11	氏	名										
現	į	況	幅	î	員			m									
延					長			m									
敷		地	面	į	積			m²									
前種	面道	路の 別		1	米	子市)	道	2 2項道路 3 その他()									
				道路後退用地				1 有 2 無									
		隅切り		用地		1 有 2 無											
												管	管 理 方		法		米子市管理
拡用	幅團	を 備 地	特	言	3 事	項											
/11		20	路	i		面]	1 アスファルト舗装 2 その他()									
			移	:	設	物	1 4	雨水ます 2 汚水ます 3 水道メーター 電柱等 5 その他 ()									
			登		記	等		分筆登記									